別添　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震対策【危規則第60条の２第６項関係】

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | ①から③のすべてに当てはまる危険物施設   1. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。） 2. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第１項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設 3. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第４条第１項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が所有等する危険物施設 |

第１　総則

この対策は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

当所の震災対策のうち、危険物の規制に関する規則第60条の２第６項に係る事項については、本編及び関係する対策によるほか、第２で定める「津波対策の実施計画（推進地域編）」に基づき行うものとする。

第２　津波対策の実施計画（推進地域編）

１　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第１のとおり指定する。

　⑴　所長が地震防災隊の隊長に就く。

　⑵　隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置する。

２　所長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表された場合等日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

　　なお、海岸近くにある施設を運営・管理する計画主体は、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちにこれらの措置を講ずるものとする。

⑴　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

⑵　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班に伝達するとともに、当該

施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

⑶　避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

⑷　従業員を○○○○に集合させ避難させること。

　⑸　前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止

又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

３　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに所長及び情報収集連絡班にその旨を報告するものとする。

４　情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

⑴　所長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時所

長に報告すること。

⑵ 所長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必

要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

⑶ あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝

達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響に

より寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

５　避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

　⑴　地震の発生又は所長の指示に基づき、速やかに建物内の避難路の確保及び安全の確

認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後は

その旨を直ちに所長へ報告すること。避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮するこ

と。

　⑵　所長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客、従業員等を避難誘導すること。

　⑶　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止

に努めること。

　⑷　顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに所長に報告すること。

　⑸　避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあるこ

とを考慮すること。

　⑹　避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配

慮すること。

また、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。

６　その他不測の事態が生じた場合は、次の措置を講ずるものとする。

⑴　所長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した以後の状況等から、この予防

規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらない

ことができる。この場合、所長は直ちに各班に必要な指示を与えるものとする。

⑵　各班は、この予防規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したとき

は、ただちに所長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

７　所長は、後発巨大地震への注意を促す情報が発信された場合、次の措置を講ずるものとする。

⑴　関係機関相互及び組織内部において、確実に情報が伝達されるよう、あらかじめ定め

た経路、体制及び方法により、周知徹底を図る。

⑵　先発地震の発生から１週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

⑶　日頃からの地震への備えの再確認及び施設・設備等の点検等による円滑かつ迅速な

避難の確保を行う。具体的には次による。

　・ 家具等の固定、事業所等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認

・ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止

対策・点検等、顧客等や従業員等の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

・ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体

制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

８　所長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育を次のとおり実施するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 回数 | 年１回以上（毎年６月第１週） |
| 対象者 | 施設、設備等を操作する従業員等 |
| 内容 | ・情報収集・伝達に関する訓練  ・津波からの避難に関する訓練  ・その他前各号を統合した総合防災訓練 |

９　所長が従業員等に対して行う教育は次による。

　⑴　地震及び津波に関する一般的な知識

⑵　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に

関する知識

⑶　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関す

る知識

⑷　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

　⑸　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

　⑹　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

⑺　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

１０　隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

1. 地震及び津波に関する一般的な知識

⑵　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に

関する知識

⑶　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

⑷　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型

地震が発生した場合の出火防止対策、顧客等が協力して行う救助活動・避難行動、自動

車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

⑸　正確な情報入手の方法

⑹　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

⑺　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

⑻　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別表第１

地震防災隊組織表

避難誘導班

給油取扱所事務所掲示従業員名簿のとおり

情報収集連絡班

　給油取扱所事務所掲示従業員名簿のとおり

地震防災隊長

　給油取扱所所長

地震防災隊活動要領

|  |  |
| --- | --- |
| 担当区分 | 任務内容 |
| 地震防災隊長 | １　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。  ２　地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。  ３　避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。  ４　従業員を集合させ避難させること。  ５　前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。 |
| 情報収集連絡班 | １　所長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時所長に報告すること。  ２　所長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び所長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。  ３　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。 |
| 避難誘導班 | １　地震の発生又は所長の指示に基づき、速やかに建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。  ２　所長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客、従業員等を避難誘導すること。  ３　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。  ４　顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに所長に報告すること。  ５　避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮すること。  ６　避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。  また、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。 |